北 広 島 市
学校教育情報化推進計画

～ 持続可能な整備を目指して ～
2021》》》》》2030

令 和 ３ 年 ３ 月
北 広 島 市 教 育 委 員 会

The Ambitious City
―大志をいだくまち―　HOKKAIDO 北広島市

＜目　　次＞

Ⅰ　北広島市学校教育情報化推進計画について 1
１　目　的 1
２　計画の位置付け 1
３　計画期間 1
Ⅱ　本計画の背景 3
１　国の直近の動向 3
２　北海道の直近の動向 4
３　本市のこれまでの取組 5
４　教育の情報化について 5
５　情報活用能力について 5
Ⅲ　現状と課題 7
１　ICT 環境について 7
２　活用状況について 9
Ⅳ　基本方針 12
Ⅴ　計画の推進 13
１［基本方針１］ICT 環境の安定的かつ計画的な整備 13
(1)　基本的な考え方 13
(2)　整備の基本的な方向性等について 13
２［基本方針２］教職員の ICT 活用能力の向上 17
(1)　基本的な考え方 17
(2)　ICT 活用能力向上の方策等について 17

Ⅰ　北広島市学校教育情報化推進計画について

１　目　的

北広島市学校教育情報化推進計画（以下「本計画」という。）は、市立学校の ICT 環境の整備等の方向性を明らかにし、もって本市の学校教育の情報化を推進することを目的とします。

２　計画の位置付け

本計画は、本市の学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針を定める計画として、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）（以下「学校教育情報化推進法」という。）第９条第２項に定める市町村学校教育情報化推進計画として策定するものです。

また、市総合計画（第６次）及び教育振興基本計画（2021～2030）の個別計画として位置付けます。本計画と各計画等の関係は、次頁のとおりです。

３　計画期間

本計画の計画期間は、令和３（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年とします。令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までを前期、令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までを後期とし、中間年に見直しを行うほか、社会情勢の変化等があった場合は、適宜見直すこととします。

＜各計画等関係図＞

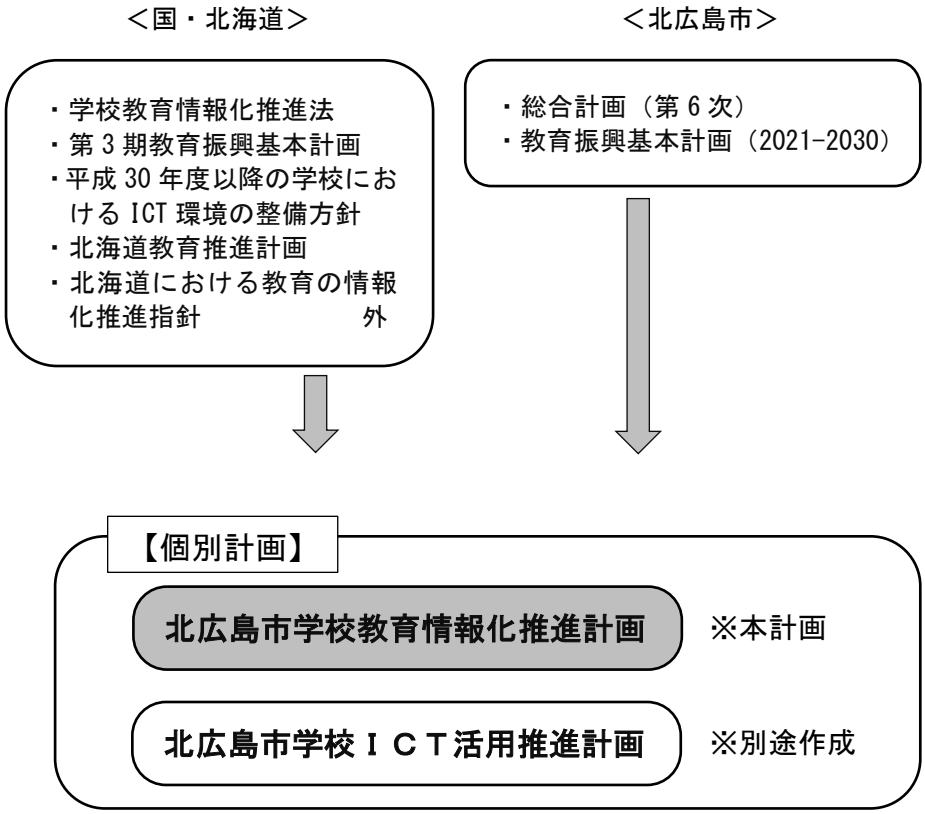

注）　市総合計画（第６次）はまちづくりの最上位計画であり、教育振興基本計画は市総合計画の教育分野を構成する、教育分野における最上位計画です。

【参考】北広島市総合計画（第６次）（2021～2030）（抜粋）

２　学び合い心を育むまち

第２　学校教育環境の整備

（基本的方向）

質の高い学びを支える環境づくりや安心して学ぶことができる学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動等、社会の変化や技術の発展等に応じた教育環境を整備します。

（施　策）

・学校 ICT 環境の整備

学びの質の向上と校務の効率化を図るため、学校 ICT 機器や環境の整備を安定的かつ計画的に進めます。

Ⅱ　本計画の背景

１　国の直近の動向

2030 年頃には、第４次産業革命とも言われる、IoT やビックデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0[1]）の到来が予想されています。

これから迎える新たな時代においては、全ての子ども達が持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けることが重要です。

「第３期教育振興基本計画」（平成30年６月閣議決定）においては、「ICTを主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが一層重要になる」ことが指摘されています。

また、この計画に先立ち、平成29年に改訂された学習指導要領においては、「情報活用能力」を言語能力等と同様の「学習の基盤となる資質・能力」として位置付け、その育成を図るため、各学校においてICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが示されました。あわせて、学習指導要領に基づく教育活動が展開できるよう、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」（平成29年12月。以下「ICT環境５か年整備方針」という。）を公表し、令和４年度までの整備目標が示されたところです。

令和元年６月、国は、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（以下「先端技術活用推進方策」という。）を公表し、全ての子ども達の力を最大限に引き出すため、多様な子ども一人一人の個性やおかれている状況に最適な学びを可能にする「公正に個別最適化された学び」を進めていくことの重要性と、その実現に向けて世界最先端の ICT 環境を目指す必要性が示されたところです。

さらに、令和元年 12 月には、「新しい時代の初等中等教育の在り方論点とりまとめ」（中央教育審議会）が公表され、①学習者用コンピュータの児童生徒１人１台環境の実現、②安定かつ安全で高速大容量の通信ネットワーク環境の整備等、具体的な方向性が示されるとともに、地方自治体の取組を推進するため、「教育の情報化に関する手引き」（令和元年 12 月改訂、令和２年６月追補）、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和元年 12 月）、「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」（令和２年３月。以下「標準仕様書」という。）を公表したところです。

こうした中、令和２年２月以降、北海道及び全国における新型コロナウイルス感染症

1　「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において提唱された、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会。

の拡大を受け、北海道においては２月 27 日から、全国では３月２日から一斉臨時休業が行われ、その期間が長期化するにつれ、学習の保障が課題となり、第二波、第三波に備えた学習環境の整備として、GIGA スクール構想の加速化が求められたところです。

２　北海道の直近の動向

北海道においても、平成 29 年の学習指導要領の改訂を受け、「北海道における教育の情報化推進指針」（北海道教育委員会、平成 29 年 12 月）を策定し、北海道における教育の情報化の目指す姿が示されるとともに、目指す姿を実現するための基盤づくりの方策について示されたところです。

【参考】北海道における教育の情報化推進指針（抜粋）

＜目指す姿＞

１　子どもたちが適切な情報活用能力を身に付ける
２　ICT を活用した「分かる授業づくり」を実施する
３　遠隔授業、遠隔研修により、全道の教育の質の向上を図る
４　校務の情報化により、業務の効率化と学校運営の改善を図る

＜目指す姿を実現するための基盤づくり＞

教育の情報化推進のための体制整備と教員研修の実施
～日常的なICT活用の推進と教員のICT活用指導力の向上を図る～
１　インターネットを利用できる通信環境と機器の整備
２　ICTを活用した授業及び遠隔授業の実施のためのノウハウの確立と共有
３　教員のICT活用指導力の向上を図る研修の充実

令和２年８月には、GIGA スクール構想の加速化を受け、「北海道教育委員会 ICT 活用授業指針」（以下「道教委 ICT 活用指針」という。）が公表され、「これからの時代のスタンダードとして、授業における１人１台端末の適切な活用」に向け、ICT を活用した授業の目指す姿と、その実現に向けた具体的な方策が示されたところです。この指針においては、教員は「学びの質を高める重要な役割」を担っていること、そして、「情報端末の OS が、日常的にアップグレードを必要とするのと同じように、教育も常にアップグレードすること」が求められるとしています。

また、この間、新型コロナウイルス感染症のまん延下における学習保障のため、「新型コロナウイルス感染症対策に係るリモート学習応急対応マニュアル」（令和２年５月）を公表しています。

３　本市のこれまでの取組

本市においては、これまで各学校におけるパソコン教室の整備からはじまり、学習者用コンピュータの各校１クラス分程度の整備、校務用コンピュータの教職員１人１台の整備とこれらのタブレット化、プロジェクタの整備、校内 LAN 及び無線アクセスポイントの整備、デジタル教科書等学習用ツールや校務支援システムの導入等、後年次の更新等に係る財政負担も考慮しながら、計画的な整備を進めてきたところです。

令和元年以降、国の動向を踏まえ、GIGA スクール構想の推進について検討を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、国が GIGA スクール構想を加速化したことを受け、令和２年度事業として、学習者用コンピュータ約 3,000 台（３人に２人分）の整備等、その取組を加速化したところです。

４　教育の情報化について

教育の情報化については、「教育の情報化に関する手引き」において、次のとおり示されています。

> 「教育の情報化」とは、情報通信技術の、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするといった特長を生かして、教育の質の向上を目指すものであり、具体的には次の３つの側面から構成され、これらを通して教育の質の向上を図るものである。
>
> ①情報教育：子供たちの情報活用能力の育成
>
> ②教科指導におけるICT 活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
>
> ③校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等
>
> あわせて、これらの教育の情報化の実現を支える基盤として、
>
> ・教師のICT活用指導力等の向上
>
> ・学校のICT 環境の整備
>
> ・教育情報セキュリティの確保
>
> の３点を実現することが極めて重要である。

５　情報活用能力について

情報活用能力については、学習指導要領において「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解

決したり自分の考えを形成したりしていくために必要」な学習の基盤となる資質・能力とされ、「教育の情報化に関する手引き」において学習指導要領に示される資質・能力の三つの柱に沿って次のとおり、整理されています。

（知識・技能）

情報と情報技術を活用した問題の発見･解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法･制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

（思考力・判断力･表現力等）

様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や、問題の発見･解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

また、情報活用能力は、より具体的に次のとおり示されています。

・学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力
・このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得
・プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等

そして、情報活用能力を育成するため、「各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である」とされています。

Ⅲ　現状と課題

本市の ICT 環境等の現状と課題は、次のとおりです。

１　ICT 環境について

本市では、国から示されてきた ICT 環境の整備の考え方を踏まえ、これまで計画的に整備を進めてきました。

令和３年２月 28 日時点における本市の ICT 環境の整備状況は、次のとおりです。

項　　目	国の目標[2]	市（○整備状況、●課題等）
(1)大型提示装置	○普通教室[3]及び特別教室への常設	○天吊り型プロジェクタ及び投影用のマグネットスクリーンを整備 ○整備率：普通教室(小)92.2%、(中)85.9%、特別教室(小)44.0%、(中)50.0% ○上記のほか、ディスプレイ型大型提示装置を各学校３台整備（陽香分校は１台）。 ●学校現場からは、より鮮明なディスプレイ型大型提示装置の要望があります。
(2)実物投影装置（書画カメラ）	○普通教室及び特別教室への常設	○各教室に書画カメラ台を導入し、教員用コンピュータ（タブレット型）のカメラ機能を活用
(3)学習者用コンピュータ[4]	○2022 年度までに 1 人 1 台[5] ○整備・故障・不具合に備えた予備用コンピュータの配備	○既存整備分 ・小学校 323 台（8.7 人/台[6]） ・中学校 258 台（6.1 人/台） ○令和２年度事業分 令和 3 年 3 月末までに 3,002 台の導入（小学 5 年生～中学 3 年生に 1 人に 1 台、小学 1～4 年生に 3～4 人に 1 台） ・小学校 1,707 台（1.6 人/台） ・中学校 1,618 台（0.9 人/台）
(4)指導者用コンピュータ	○授業を担任する教員に１人１台	○校務用コンピュータの利用（指導者系と校務系を分離できるようシステム制御）

2　出典：文部科学省「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について」（平成 29 年 12 月 26 日）

3　普通教室には、特別支援学級関係室等（通級による指導のための関係室を含む特別支援学級室等を含む。）を含みます。

4　学習者（児童生徒）用コンピュータと指導者用コンピュータを総称し、教育用コンピュータといいます。本市では、校務用コンピュータを職員室から持ち出すと、校務系ネットワークから分離するようシステムにより制御するセキュリティ対策を講じています。

5　「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について」においては、令和４年度までに「3 クラスに１クラス分程度」（地方財政措置分）とされていましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う学習保障の観点から、地方財政措置分を超える３クラスに２クラス分の端末整備について補助制度が創設されるとともに、令和２年度中に端末を整備することを強く求められています。

6　児童数 2,803 人、生徒数 1,566 人（令和２年５月１日現在）

項　　目	国の目標	市（○整備状況、●課題等）
(5)充電保管庫	○必要な台数	○令和 2 年度事業で整備する端末台数に応じ、各学校に必要な台数（合計 90 台）を整備
(6)学習用ツール	○学習者及び指導者用コンピュータの台数分 ○ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア	○学習者及び指導者用コンピュータの台数分整備済み ○ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトのほか、写真・動画撮影ソフト、デジタル教材、インターネットブラウザ、協働学習支援ツール等を整備 ○指導者用デジタル教科書を次のとおり整備 （小学校）国語、算数、理科、社会、外国語 （中学校）国語、数学、理科、地理・歴史・公民、外国語、技術・家庭 ○令和 2 年度事業の一環として、「Google Workspace for Education」[7]、「InterClass for Chrome」（協働学習支援ツール）、「eboard」（デジタルドリル）を導入
(7)学習者用サーバ	○各学校 1 台分のサーバの整備	○各学校２台分のサーバを整備済み（学習情報用及びデジタル教科書用）
(8)校務用コンピュータ	○教員 1 人 1 台環境の整備	○教職員１人１台の端末を整備済み ●一部市費採用職員等[8]は未配備
(9)校務用サーバ	○設置者ごとに 1 台分の整備	○各学校に１台分のサーバを整備済み
(10)ソフトウェア	○統合型校務支援システムの整備 ○セキュリティソフトの整備	○北海道公立学校校務支援システムを全校に導入済み ○市セキュリティポリシーに基づく対策を実施済み（各端末にセキュリティソフトを導入。また、フィルタリングを設定）
(11)ネットワーク	【教育用】 ○普通教室及び特別教室における無線 LAN 環境の整備 ○特別教室（コンピュータ教室）における有線 LAN 環境の整備 ○校内 LAN（有線及び無線）は、学級で児童生徒全員が 1 人 1 台の学習者用コンピュータを使い調べ学習等のインターネット検索をしても安定的に稼働する環境を確保すること。 ○外部ネットワーク等への接続のための通信回線は、大容量のデータのダウンロードや集中アクセスにおいても通信速度またはネットワークの通信量が確保されること。	【教育用】 ○普通教室及び特別教室における無線 LAN 環境整備済み 【校務用】 ○職員室（校長室及び事務室を含む。）及び保健室等への有線 LAN 環境整備済み。 【共　通】 ○校内ネットワークについては 1Gbps の通信帯域を確保済み ○外部ネットワーク等への接続については、校務系はセンターサーバ方式（市庁舎内に設置）を採用。各学校と市庁舎間はベストエフォート型 100Mbps の通信回線契約。

7　令和３年２月 17 日に「G-suite for education」からサービス名が変更になっています。
8　市費採用職員等として、外国語指導助手、特別支援学級支援員、特別支援学級介助員、心の教室相談員、スクールカウンセラー（道費）、学校事務補助員、学校業務主事がいます。

項　　目	国の目標	市（○整備状況、●課題等）
(11)ネットワーク（続き）	【校務用】 ○成績処理等の校務を行う職員室（校長室及び事務室を含む。）及び保健室等への有線 LAN 環境の整備	【共　通】 （続き） 学習系については、ベストエフォート型 1Gbps の通信回線契約により、各学校から直接外部ネットワークと接続 ○市セキュリティポリシーに沿った対策を実施済み（各端末にウィルスセキュリティソフトを導入、また、市センターサーバにフィルタリングを設置等）
(12)ICT 支援員	○配置（4 校に 1 人分を地方財政措置）	○ICT 機器等導入業者により、トラブル対応、授業支援など巡回支援を導入 （小学校）月 1 回、終日 （中学校）月 1 回、終日
(13)その他	－	○保守委託（学習者用及び校務用のコンピュータ及びサーバ）

２　活用状況について

本市では、市の教育に関する基本的な計画が着実に推進できるよう、毎年度、全市共通の指針となる「学校教育の推進方針」を策定しており、この中で、ICT の活用について重点化して、市立学校全体で活用実践を進めています[9]。

また、教育委員会では、学期毎に活用状況調査等を実施するとともに、その結果を各学校に還元し、授業改善や校内研修等の見直しにつながるよう取り組んでいます。これまでの調査結果から、主要教科を中心に視覚効果を活かした分かりやすい授業づくりや、調べ学習など知的探求心を育む活動において、多くの活用事例がみられます。

今後は、学習者用コンピュータ 1 人 1 台を前提に、ICT 環境を一層活用し、より効果的な学習活動を実践していくことが重要です。また、そのためには全教職員の ICT 活用能力の向上が必要であり、その支援策を講じていくことが重要です。

9　令和 2 年度学校教育の推進方針では、重点の一つとして、「ICT 活用～ICT を活用したわかる授業の推進と校務支援システムの活用」を定め、市立学校全体で ICT を活用した分かる授業の実践に取り組んできました。

【参考】北広島市「学校教育の推進方針（令和３年度）」（抜粋）

第２章　学校教育の推進方針

７　本年度の実践目標

中学校区ごとの教育計画の確立と学習指導要領への対応

８　実践への具体的手立て

(5)ICT 活用～タブレット等の積極的な活用により、より深い学びを進める

「Society 5.0」時代では、社会のあらゆる場所で ICT の活用が日常となることがうたわれており、教育においても新時代に即した能力の育成や ICT 技術を活用した教育政策の推進等が求められています。このような背景を受け、文部科学省が示す「GIGA スクール構想の実現」では、児童生徒一人一台の学習用端末（PC やタブレット）と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子ども達一人ひとりに個別最適化された学びや、創造性を育む学びを実現していこうとするものです。

本市でもこの「GIGA スクール構想の実現」を加速化するために、令和 2 年度中に 3,002 台の学習者用 PC を導入しました。市内各校は、これまでもプロジェクタ、デジタル教科書、タブレット等の ICT 環境を活用したわかりやすい授業づくりに取り組んできました。今年度は、これまでの取組を継続し、さらにタブレット等の積極的な活用により、より深い学びを進めるために、以下の取組を充実させていきます。

〇ICT 活用のための校内組織体制を強化し、機能させます。
　※ICT 活用推進委員設置 年間実施計画等作成
〇ICT 活用の校内研修を実施します
　※一人一台端末活用模擬授業、Google form 活用研修 等

学校教育重点の指標(5)ICT 活用

指標の概要	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	達成目標 R３(2021)
電子黒板、タブレット、実物投影機などICT機器を活用した授業が行われていますか：当てはまる、やや当てはまる（児童生徒対象）	目標値100% 小中 92%	目標値100% 小中 94%	小中 100%
ICT活用推進委員を中心とした研修が積極的に行われましたか：行われた,やや行われた（学校対象）　※R3 新規			小中 90%
北広島市学校ICT活用推進計画のもと、タブレット等を効果的に活用した授業を、日常的に実践しましたか：実践している、やや実践している（学校対象）　※R3 新規			小中 90%

【参考】学校 ICT 機器活用状況アンケート結果（令和元年度２学期）抜粋

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等のため、上記が最新の調査結果です。

(1) 授業における ICT 機器の活用頻度

校種	ほぼ毎時間	週の半分程度	週数回程度
小学校	35.5%	22.0%	14.2%
中学校	43.6%	14.5%	6.8%

※ICT 機器：指導者コンピュータ、学習者用コンピュータ、大型提示装置など

(2) 工夫した実践例や効果的だと感じる活用事例（回答の一部を抜粋）

小学校	○分からないモノ等が出てきたときに、その場で画像や動画を検索して提示することで、その場で理解を深めることができる。 ○算数科において、立体図形等の変形などの立体的な動きをパワーポイントや学習サイトを活用して見せることで理解を深めることができる。 ○理科において、表計算ソフトを活用し、各班の実験結果をグラフ化し他の班を比べることで、確かな理解につながる。
中学校	○協働学習ツールを活用し、クラス全員の考えを画面上で一斉に提示することで、思考を深める授業ができる。 ○アンケート機能を活用することで、集計業務の負担軽減が図れる。 ○国語科において、物語文の映像化を通じて、文章を深く読みとることができる。 ○体育科において、動画撮影機能を活用することで、自分の動きを確認し、改善につなげることができる。

Ⅳ　基本方針

本計画は、市総合計画（第６次）及び教育振興基本計画の下位計画として策定することから、基本方針については、これらと整合性を図り、次のとおりとします。

また、基本方針をより具体化したものとして、機器等の整備に関する方針と機器等を活用する教職員の資質に関する方針を次のとおり定めます。

なお、本計画は、学校 ICT 環境の整備に関するものであり、ICT を活用した実践に関する指針等については、別途定めることとします。

＜基本方針＞

質の高い学びを支える環境づくりや安心して学ぶことができる学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動等、社会の変化や技術の発展等に応じた教育環境を整備します。

１　ICT 環境の安定的かつ計画的な整備

学びの質の向上と校務の効率化を図るため、学校 ICT 機器や環境の整備を安定的かつ計画的に進めます。

２　教職員の ICT 活用能力の向上

ICT の活用による教育効果を向上させるため、研修の充実など教職員の情報活用能力の向上とその支援に努めます。

Ⅴ　計画の推進

本計画の推進に当たっての基本的な考え方や方向性等については、次のとおりとします。

１［基本方針１］ICT 環境の安定的かつ計画的な整備

(1)　基本的な考え方

ア　学校 ICT 環境の整備については、国が示す「ICT 環境５か年整備方針」や「標準仕様書」等に基づき整備します。

イ　学習者用端末については、台数の整備を優先し、機能については必要最小限とします。

ウ　学習用ツールについては、北広島市立小中学校情報セキュリティ対策基準に適合するもので、無償のソフトウェア等を徹底して活用することとし、有償のソフトウェア等については、パッケージ商品など費用対効果が高く、かつ、有用性の高いものを選定します。

エ　学校 ICT 環境（端末等の機器類を含む。）については、保守・管理の負担が最大限軽減できるよう、単純な構成とするとともに、市立学校の環境を斉一的なものとします。

オ　整備、保守、管理等の責任の所在を明確化します。

カ　更新計画について、端末等の機器類については５～６年程度、校内 LAN 等の設備については最長 10 年程度とし、計画的に更新することとします。

キ　将来にわたり安定的かつ計画的な更新が可能となるよう、財政負担の平準化を図るとともに、後年次の財政負担を考慮した整備を行います。

ク　学校 ICT 環境の整備に当たっては、国の補助制度の活用など財源の確保に努めます。

ケ　機器やソフトウェアについては、導入前に、市情報セキュリティ管理部門とあらかじめ協議を行い、情報セキュリティ上問題がないものとします。

コ　ICT 機器等を活用した効果的な学習が実践できるよう、教室や学校机の規格等の在り方について、学校施設担当等と連携し調査研究を進めます。

サ　機器の更新に当たっては、原則、旧機器についてはデータ破壊処理等、内部に記憶されたデータ等が復元不可能な状態にする措置を講じた上で、廃棄を行います。

(2)　整備の基本的な方向性等について

各機器等の整備の基本的な方向性等は次のとおりです。

ア　大型提示装置

(ｱ)体育館を含む全教室の整備を目指します。

(ｲ)機種選定に当たっては、従来のプロジェクタに加えディスプレイ型も候補とし、視認性や可搬性を考慮するとともに、台数整備を優先し、機能は必要最小限とします。

(ｳ)更新は、おおむね５～６年程度とします。

イ　実物投影装置（書画カメラ）

原則、教育用コンピュータのカメラ機能を活用します。

ウ　教育用コンピュータ（学習者用コンピュータ及び指導者用コンピュータ）

(ｱ)学習者用コンピュータについては、令和４年度末を目標に、児童生徒１人１台の整備を目指します。

(ｲ)指導者用コンピュータについては、同機種又は上位機種の整備について検討します。

(ｳ)台数については、破損や故障を見込み、一定程度の余剰台数の整備を検討します。

(ｴ)更新は、おおむね５～６年程度とします。

(ｵ)BYOD[10]や臨時休業期間における端末の貸与等の整備や活用方法について調査研究を行います。

エ　充電保管庫

(ｱ)教育用コンピュータの数量に応じた台数を整備します。

(ｲ)安全かつ効率的に保管ができるよう、鍵付き及び輪番充電機能付きのものを選定します。

(ｳ)更新は、おおむね７～10 年程度とします。

オ　学習用ツール（デジタル教科書を除く。）

学習指導要領等に示される教育活動が円滑に実践されるよう、必要なツールの導入を検討します。

（例）学習ドリル、協働学習支援ツール、学習履歴管理ツール

カ　デジタル教科書

(ｱ)指導者用デジタル教科書については、自校サーバ方式とし、主要教科を整備するとともに、教科の拡大について調査研究を行います。

(ｲ)児童生徒用デジタル教科書については、国の動向を注視し、引き続き、調査研究を行います。

10　Bring Your Own Device の略。個人所有のコンピュータを学校に持ち込み、活用する方法。

キ　学習者用サーバ

各学校１台整備します。更新は、おおむね５～６年程度とします。

ク　校務用コンピュータ

(ｱ)教職員に、１人１台の端末を整備します。

(ｲ)校務の効率化の観点から、市費採用職員等の端末整備についても検討します。

(ｳ)更新は、おおむね５～６年程度とします。

ケ　校務用サーバ

各学校１台整備します。更新は、おおむね５～６年程度とします。

コ　ソフトウェア等

(ｱ)校務効率化のため、校務支援システムを引き続き運用します。

(ｲ)国や北海道、市セキュリティポリシーの基づく対策を実施します。

サ　ネットワーク

各学校において、ネットワークが安定的に稼働するよう維持・保守等を実施します。

シ　ICT 支援員

教職員の負担を軽減し、ICT を積極的に活動できるよう、授業支援や校務支援のため専門人材による ICT 支援を実施します。

ス　保守・維持管理

(ｱ)学校 ICT 環境の安定運用のため、専門事業者による保守を引き続き実施します。

(ｲ)積極的な活用に伴う故障や破損、経年劣化等への対応策を講じます。

セ　その他

先端技術[11]の導入について調査研究を行います。

11　文部科学省「教育の情報化に関する手引き」において、先端技術として、AR（拡張現実）・VR（仮想現実）、AI を活用したドリル、センシングなどが示されています。

【参考】本計画前期（令和 3 年度～令和 7 年度）に更新時期を迎える機器等

1　大型提示装置
中学校 86 台（平成 29 年度整備のプロジェクタ。全 6 校）
小学校 82 台（平成 30 年度整備のプロジェクタ。西部、大曲、北の台、双葉、陽香）
小学校 80 台（令和元年度整備のプロジェクタ。東部、西の里、大曲東、緑ヶ丘）

2　デジタル教科書
小学校（令和 2 年度整備。令和 5 年採択替え予定）
中学校（令和 3 年度整備。令和 6 年採択替え予定）

3　校務用コンピュータ
中学校 160 台（平成 27 年度年整備。全 6 校）
小学校 120 台（平成 28 年度整備。西部、西の里、双葉、緑ヶ丘、陽香）
小学校 120 台（平成 29 年度整備。東部、大曲、北の台、大曲東）

4　校務用サーバ
小中学校 15 台（平成 27 年度整備）

２［基本方針２］教職員の ICT 活用能力の向上

(1)　基本的な考え方

ア　新たな学びのスタンダード（授業における１人１台端末の適切な活用）の確立に向け、これまでの経験知を基に、より積極的に ICT を活用するとともに、その成果と検証結果を共有・蓄積します。

イ　全ての子ども達に適切な学習機会を保障する観点から、全ての教職員が ICT 機器を活用した教育活動を実践できるよう、ICT 活用能力の向上とその支援を行います。

(2)　ICT 活用能力向上の方策等について

ア　各学校における ICT の活用をより組織的に推進するため、各学校の校務分掌に新たに ICT 活用推進委員を設置します。また、人事異動等を考慮し、ICT 活用推進委員の複数体制について検討します。

イ　全ての子ども達に適切な学習機会を保障するため、全市共通の実践目標等を定め、その評価・検証を行うなど、PDCA サイクルを確立します。

ウ　関係機関と連携し、実践事例の収集や共有を図るとともに、教職員の研修の内容や機会の充実を図ります。

エ　オンライン学習や遠隔授業等、ICT を活用した新たな学びの手法[12]や在り方について調査研究を行います。

12　文部科学省「教育の情報化に関する手引き」においては、インターネットを活用し、遠隔地や海外の学校、学校外の専門家との意見交換や情報発信、また、北海道教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策に係るリモート学習応急対応マニュアル」においては、家庭学習支援の具体的な取組として、①学校ウェブページへの教材等の掲載、②インターネット上の学習コンテンツの活用、③動画投稿サイトを活用した授業等動画の配信、④ウェブ会議サービスを活用した児童生徒との双方向コミュニケーション、⑤ICT を活用した児童生徒の生活状況等の把握、の５類型が示されています。

北広島市学校教育情報化推進計画
（令和３年３月）

発行　北広島市教育委員会（教育部教育総務課）
住所：北広島市中央４丁目２番地１
電話：011－372－3311（代表）